

2008年10月17日

## 中央三井信託銀行で 変額個人年金保険「ブリランテ」を発売

### ーロールアップ年金機能付変額個人年金保険に介護年金特約を付加ー

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン）は、2008年10月20日（月）から、中央三井信託銀行株式会社（取締役社長：田辺 和夫）において、介護年金特約を付加したロールアップ年金機能付変額個人年金保険「ブリランテ」の販売を開始します。

近年、ますます長寿化が進み、長期的なインフレ懸念も深まる中で、セカンドライフを安心して過ごすためには、一生涯の安定収入の確保が重要となってきています。

新商品「ブリランテ」は、このようなニーズに対応し、お客様が抱えている将来に対する不安を取り除き、“輝かしい”セカンドライフをサポートするために開発された終身年金タイプの変額個人年金保険です。最短で契約日の1年後から受取可能な終身年金に加え、被保険者の年齢に応じて自動的に年金額が増加するロールアップ年金機能を備えた「ブリランテ」は、一生涯の安定収入を確保することができるとともに、将来のインフレ等に備えることが可能です。

また、50歳以上の約9割が自身の介護に不安を感じているという統計\*が示すように、介護に対する保障への関心はますます顕著なものとなっています。

「ブリランテ」では、介護年金特約を付加することで、公的介護保険制度の要介護4以上であると認定された場合、ロールアップ年金に加えて介護年金の給付が上乗せされる機能を備えています。

#### 変額個人年金保険「ブリランテ」の特徴

- 最短で契約日の1年後から一生涯にわたり年金を受け取れる終身年金
- 運用の成果にかかわらず、年金受取日の被保険者の年齢に応じて自動的に年金額が増える「ロールアップ年金」機能（年金受取開始は55歳以降）
- 年金受取開始後も特別勘定で運用
- 死亡保障について一時払保険料相当額を最低保証
- 将来の不安に備える「介護年金特約」（任意付加）

ハートフォード生命は、米国の大手保険および金融サービス会社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インクの日本法人です。2000年12月に営業を開始し、2008年6月末現在、3.8兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場でトップクラスの実績を収めています。当社は、「セカンドライフの達人」として、お客様に安心してセカンドライフを過ごしていただけるよう最適なソリューションを提供するリタイアメント・ソリューションのトップ・ブランドを目指します。

\* 生命保険文化センター「平成19年度 生活保障に関する調査」

以上

別紙： 変額個人年金保険「ブリランテ」の仕組み

## 「ブリランテ」

### 変額個人年金保険 2007・最低保証型一時金付特別勘定終身年金（逓増率型）特約 変額個人年金保険のリスクと手数料について

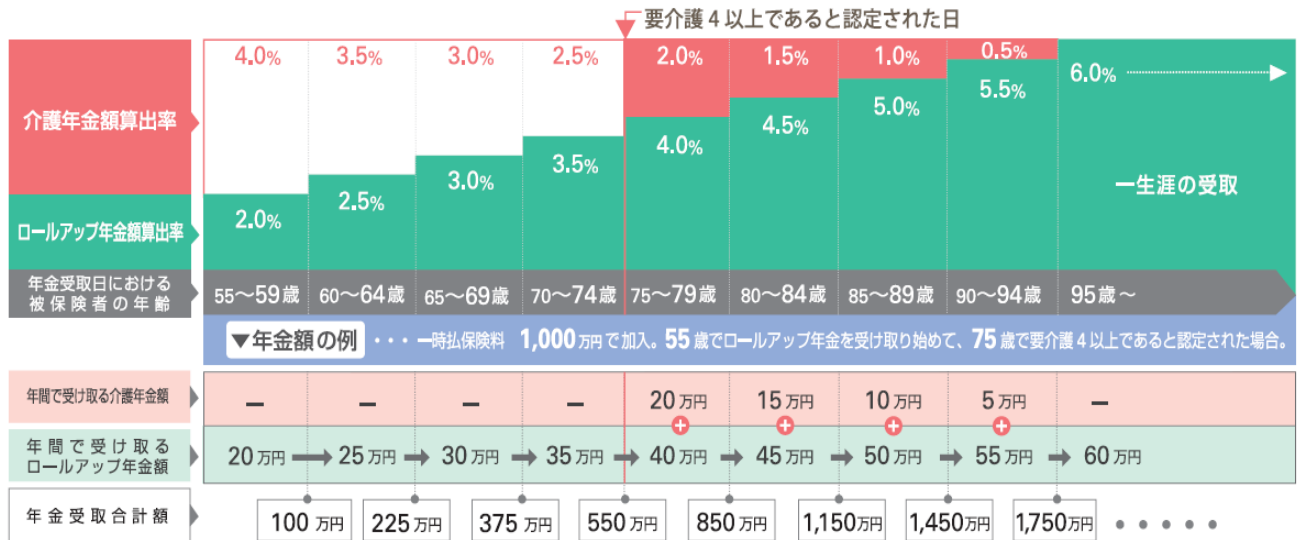
変額個人年金保険の一時払保険料の運用は特別勘定で行われ、特別勘定資産の運用実績に基づいて将来の年金額、死亡保険金額、積立金額および解約払戻金額が変動（増減）します。特別勘定が投資する投資信託は、国内外の株式・公社債等で運用されており、運用実績が死亡保険金額や積立金額・将来の年金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により積立金額やお受け取りになる年金総額や解約払戻金額の合計額等が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。これらのリスクは、すべて契約者に帰属します。

- 変額個人年金保険は生命保険商品であり、預金等ではありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
  - 解約・一部解約をした場合や年金受取開始日以降に年金を一括受取する場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありませんので、受取総額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。
  - 保険関係費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。特別勘定による運用中、積立金額に対して年率 2.60% の割合で積立金額から毎日控除されます。
  - 保険関係費用（介護年金特約を付加する場合）：介護年金特約にかかる費用です。95 歳でむかえる契約応当日を上限に特別勘定による運用中、介護給付基準額に対して年率 0.2% の割合で積立金額から毎月の契約応当日に控除されます。
  - 運用関係費用：特別勘定の運用にかかる費用です。主に特別勘定が投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対して年率 0.525%（税抜年率 0.50%）程度の割合で信託財産から毎日控除されます。信託報酬のほか、お客様にご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更等の理由により将来変更される可能性があります。
  - 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。主契約による年金の受取期間中、年金額に対して 1% の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。将来変更される可能性があります。
  - 解約控除または年金一括受取控除：契約日（増額部分については増額日）からその日を含めて 7 年未満の解約・一部解約または年金を一括受取する場合については、解約控除対象額\*に、経過年数に応じて所定の解約控除率（7%～1%）を乗じた額が解約日の積立金額・一部解約請求金額または年金の一括受取の請求を受け付けた日の積立金額から控除されます。
- \* 解約控除対象額は、解約および年金の一括受取の場合は一時払保険料相当額、一部解約の場合は一部解約請求金額と一時払保険料相当額のうち、いずれか小さい方の金額となります。なお、過去に一部解約があった場合はその際の解約控除対象額が一時払保険料相当額から差し引かれます。
- ※ この商品にかかる手数料の合計額は、「特別勘定による運用中の費用（「保険関係費用」「運用関係費用）」の合計額となります。また、特定の契約者には「解約控除」「年金一括受取控除」「主契約による年金の年金受取期間中の費用（「年金管理費）」または「介護年金特約を付加する場合の費用（「保険関係費用）」がかかります。

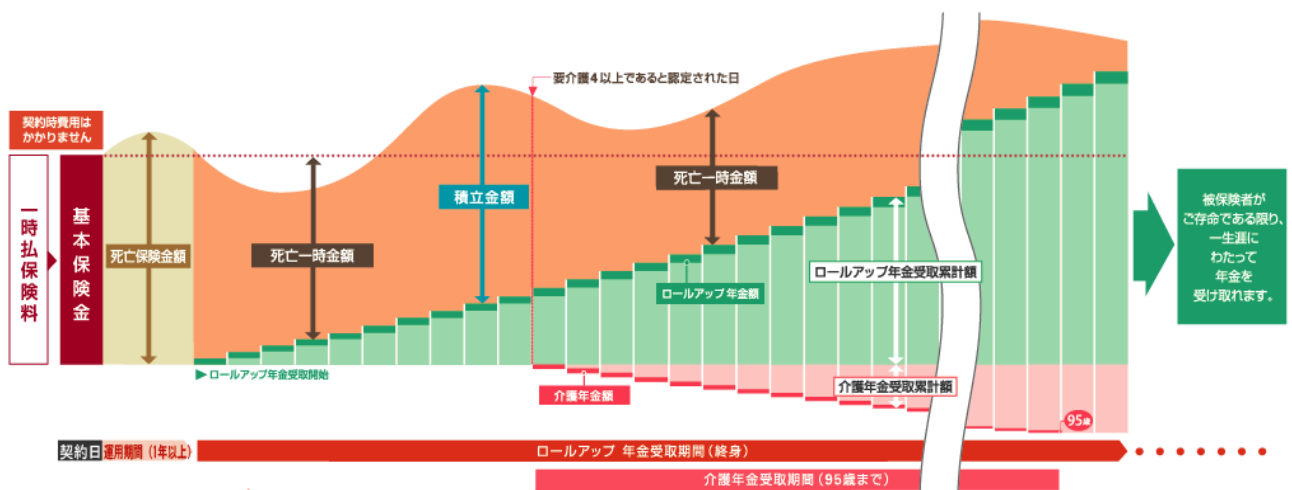
以上

## 別紙: 変額個人年金保険「ブリランテ」の仕組み

### ◆ 「ロールアップ年金」および「介護年金」について



### ◆ イメージ図



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は、基本保険金額が一定の場合を想定しており、基本保険金額の増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や死亡一時金額・積立金額を保証するものではありません。
- 一時払保険料相当額は、増額があった場合は増額保険料分増額されます。
- 基本保険金額は、増額があった場合は増額保険料分増額し、一部解約があった場合は一部解約請求金額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- 契約日からその日を含めて8日目（8日目が休業日の場合は翌営業日）の翌日以後、特別勘定による運用が開始されます。

◆ 商品概要

		介護年金特約の商品概要									
正式名称	変額個人年金保険 2007 最低保証型一時金付特別勘定終身年金 (逓増率型)特約	介護年金特約									
加入年齢 (被保険者)	満 52 歳～満 75 歳										
保険料払込方法	一時払のみ										
払込保険料	200 万円～3 億円 (1 円単位)	200 万円～6,000 万円 (1 円単位)									
告知項目	職業告知のみ	職業と体況の告知									
特別勘定 (ファンド)	名称：世界アセット 0 4 CM										
	基本配分比率 日本株式： 10% 外国株式： 30% (為替ヘッジあり) 日本債券： 40% 外国債券： 20% (為替ヘッジなし)										
年金種類	ロールアップ年金	介護年金									
年金支払期間	終身	95 歳でむかえる契約応当日の前日まで									
年金支払開始日	契約日から 1 年経過後の契約応当日から 90 歳 でむかえる契約応当日までのいずれかの契約 応当日 ※年金支払開始年齢は 55 歳以上	契約日から 3 年経過後、被保険者が要介護 4 以上であると認定された日									
年金額	●ロールアップ年金額 年金支払日の前日の基本保険金額に対して、以下の比率を乗じた金額										
	<table border="1"> <tr> <td>55-59 歳：2.0%</td> <td>70-74 歳：3.5%</td> <td>85-89 歳：5.0%</td> </tr> <tr> <td>60-64 歳：2.5%</td> <td>75-79 歳：4.0%</td> <td>90-94 歳：5.5%</td> </tr> <tr> <td>65-69 歳：3.0%</td> <td>80-84 歳：4.5%</td> <td>95 歳以上：6.0%</td> </tr> </table>			55-59 歳：2.0%	70-74 歳：3.5%	85-89 歳：5.0%	60-64 歳：2.5%	75-79 歳：4.0%	90-94 歳：5.5%	65-69 歳：3.0%	80-84 歳：4.5%
55-59 歳：2.0%	70-74 歳：3.5%	85-89 歳：5.0%									
60-64 歳：2.5%	75-79 歳：4.0%	90-94 歳：5.5%									
65-69 歳：3.0%	80-84 歳：4.5%	95 歳以上：6.0%									
増額	●介護年金額 年金支払日の前日の介護給付基準額に対して、以下の比率を乗じた金額										
	<table border="1"> <tr> <td>55-59 歳：4.0%</td> <td>70-74 歳：2.5%</td> <td>85-89 歳：1.0%</td> </tr> <tr> <td>60-64 歳：3.5%</td> <td>75-79 歳：2.0%</td> <td>90-94 歳：0.5%</td> </tr> <tr> <td>65-69 歳：3.0%</td> <td>80-84 歳：1.5%</td> <td></td> </tr> </table>			55-59 歳：4.0%	70-74 歳：2.5%	85-89 歳：1.0%	60-64 歳：3.5%	75-79 歳：2.0%	90-94 歳：0.5%	65-69 歳：3.0%	80-84 歳：1.5%
55-59 歳：4.0%	70-74 歳：2.5%	85-89 歳：1.0%									
60-64 歳：3.5%	75-79 歳：2.0%	90-94 歳：0.5%									
65-69 歳：3.0%	80-84 歳：1.5%										
増額	100 万円以上 (1 円単位)	増額後も介護給付基準額は変更なし									
死亡保障	運用期間中は死亡保険金額、ロールアップ年金受取期間中はロールアップ年金 受取累計額と死亡一時金額の合計額について、一時払保険料相当額 (基本保険 金額) を最低保証										
クーリング・オフ制度 (申し込みの撤回等)	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日と 申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内 (消印有効) であれば、 書面により申し込みの撤回等を行うことができる										
ファンドによる運用中 の費用	保険関係費用	積立金額に対して 年率 2.60%	介護給付基準額に対して年率 0.2% (特約付加時のみ)								
	運用関係費用	信託財産に対して年率 0.525% (税抜 0.50%) 程度									
主契約による年金支払 期間中の費用	年金管理費	年金額の 1% (年金支払時に控除)									
解約控除/年金一括受取控除											
	経過年数	1 年 未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年 以上		
	解約控除率	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%		

本リリースに記載されている過去の実績は将来の実績を示すものではありません。この商品は、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額などが特別勘定の運用実績によって変動する年金保険です。特別勘定は、投資信託を主な投資対象とし有価証券等に投資されますので、特別勘定の運用には、株価の下落や為替の変動等による投資リスクがあります。特別勘定の運用実績は積立金額に直接反映し、その損益はすべて契約者に帰属します。運用実績によっては、将来受け取る年金額や解約時の払戻金額等の総額が払込保険料総額を下回る可能性があります。この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税務、会計および法律に関しては、それぞれの資格を有する専門家にご相談ください。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法 (Private Securities Litigation Reform Act of 1995) において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご理解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思います。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書 (10-Q) や 2007 年の年次報告書 (10-K) に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。